

○日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会設置要領

令和5年7月20日

制定

(設置)

第1条 北川原公園ごみ搬入路の違法状態の解消に向けて、北川原公園が都市決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討し、最適な解決策を導くため、「日野市北川原公園ごみ搬入路の違法状態解消に向けた検討会」(以下、「検討会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討、検証及び協議し、又は意見を述べるものとし、検討結果を市長に報告するものとする。

- (1) 違法状態解消につながる方策、方法に関すること。
- (2) 違法状態解消に関する評価項目、基準に関すること。
- (3) 違法状態解消策の選定に関すること
- (4) 違法状態解消策に関する住民の合意形成に関すること。
- (5) 上記4号のほか、違法状態解消に向けて必要となる事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 違法状態解消の検討、選定に必要となる市民参画、都市計画、公園、景観、交通等に関し学識経験のある者 1人以上3人以内
- (2) 市民委員 4人以内
- (3) 当該住民訴訟原告団代表 3人以内
- (4) 第7条のワーキンググループ代表 4人以内
- (5) 環境共生部長
- (6) クリーンセンター長
- (7) 企画部長
- (8) 総務部長
- (9) まちづくり部長

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、検討会において会議の議長となる。

3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討会は、違法状態解消策を検討及び選定するにあたり、北川原公園周辺地域の意見を聴くため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、会長の認める者（以下「グループ員」という。）をもって組織する。

3 ワーキンググループは、検討会から提案された解消策について、意見、要望等を集約し、検討会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及びグループ員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員及びグループ員が、検討会またはワーキンググループに出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、日野市の職員には支払わない。

(会議の公開)

第10条 検討会の会議は、公開とする。ただし、検討会において、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議決により会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関する基準は、検討会で別に定める。

(会議妨害の禁止)

第11条 会議に参加する者は、会議の妨害となる言動をしてはならない。

(事務局)

第12条 検討会の事務局は、環境共生部ごみゼロ推進課に置く。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和5年7月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年9月19日から施行する。